

兵庫県県民生活審議会
平成 23 年度第 1 回参画・協働推進委員会 議事要旨

- 1 日 時 平成 23 年 9 月 14 日 (水) 10:00 ~ 12:00
- 2 場 所 県民会館 7 階会議室「ばら」
- 3 参加者 委員：小西委員長、井原委員、岩成委員、北野委員、野崎委員、山下委員
県側：梅谷県民文化局長、川村県民生活課長、
宮崎県民生活課副課長、有吉参画協働係長、
竹村協働推進室長、佐伯主幹兼ボランティア活動支援係長、ほか関係職員

- 4 議 事 (1) 平成 23 年度 参画・協働推進委員会の運営について
(2) 「平成 22 年度 参画と協働関連施策の年次報告(案)」について
(3) 県民ボランティア活動基本方針及び県の支援施策について
(4) その他

5 主な内容

【(2) 「平成 22 年度 参画と協働関連施策の年次報告(案)」について】

- ・平成 22 年度の年次報告にも関わらず、資料 2 「東日本大震災被災地救援ボランティア活動の支援」として、平成 23 年 4 月以降の内容が書いてあるが、こんなにページを使う必要はあるのか。平成 20 年度年次報告の「平成 21 年度 台風 9 号兵庫県西・北部豪雨 被災地でのボランティアの活躍」のように「速報板」として書くなるともかく、年度に合わせて、平成 23 年 3 月までの内容にして、詳細は来年の年次報告に書くべきではないか。(A 委員)
- ・平成 23 年 3 月の活動に加え、事務局としては、23 年 4 月以降の今に至るまでの流れも入れたいということでお示ししている。(事務局)
- ・年次報告というタイトルなのだから、載せる内容は年度で正確に区切るべきではないか。広く県民に見ていただくものだから、内容を整理して書くべきである。(B 委員)
- ・来年の 10 月に公表する 23 年度年次報告に載せても仕方がない。一年遅れで県民に配るよりは、今配ったほうがいいのではないか。(C 委員)
- ・年次報告は、22 年度の内容が中心となるのが本来だろうが、参画と協働で、こういう取り組みをしている例があるということ、県民の皆さんに広く知ってもらおうという意味もある。(C 委員)
- ・東日本大震災の部分は、ページ数を 2 ページくらいに収め、「県行政への参画と協働」の記載を増やしてはどうか。「地域づくり活動の支援」は 2 ページを割いているが、「県行政への参画と協働」は、1 ページだけになっている。バランス良く載せる必要がある。(D 委員)
- ・これまでの年次報告にはあった、現状、課題、今後の対応などの「まとめ」のページはないのか。1 ページでもいいから必要ではないか。(C 委員)
- ・自治会、婦人会は「参画」しているが、老人会、PTA は「参画」していない。それが、これからの大きな課題となっている。(B 委員)
- ・地域によっては、自治会より老人会のほうが若い方々がいる。そういう方にも「参画」してもらおうという自覚を持ってもらう必要があるが、自治会におんぶに抱っこという感じである。(B 委員)

- ・子ども会のほうが、地域によく「参画」する。PTAは消極的だ。子どもの親という立場は同じでも極端に違う。(E委員)
- ・平成20年度に年次報告のスタイルを変えたが、以前のスタイルと今のスタイルでは、評判はどうか。これまでの話を聞いていると、むしろ以前のスタイルに戻そうというご意見かなという気がする。(C委員)
- ・きちんと各年度のことが分かる形にしたらいいのではということを行っている。年度に関係なく、現在のことまで書いて、それで年度というのはおかしい。今のスタイルはいいと思う。(B委員)
- ・「県民による地域づくり活動事例」を入れたのが、大きなポイントだった。こういうスタイルがいいのかどうかという話とも絡んでくると思う。(C委員)
- ・平成19年までの年次報告は、施策を中心にまとめたものであり、どちらかというと、表現が硬くて、県民の方が見ても面白くなく、行政の情報に止まっていた。それを、せっかく作るなら県民の皆さんに見てもらって、今、参画と協働の現状はどうか、地域での活動に取り組んでいる人には、これからどう取り組んでいくかの参考にしていただけたらということで、平成20年度からボリュームを減らして、多く刷って、お配りするということにした。スタイルが変わった反響としては、よく県民の方に見ていただいていると思うので、前のスタイルよりは、良くなったと思う。前回までと違い、まとめの部分がないので、そういったメッセージ部分を足し込む必要があると思う。(事務局)

【(3) 県民ボランティア活動基本方針及び県の支援施策について】

- ・今回の見直し対象は、平成10年制定の「県民ボランティア活動の促進等に関する条例(ボランティア条例)」ではなくて、平成12年策定の「県民ボランティア活動の促進のための施策の推進に関する基本方針(基本方針)」のみということか。(A委員)
- ・見直すのは「基本方針」のみで、「ボランティア条例」ではない。理念の部分は、今後も継承していくべきと思っている。(事務局)
- ・ボランティア条例はそのままで、基本方針について、現在の状況やこれまで10年間で起こった変化、平成24年4月施行「特定非営利活動促進法(NPO法)」の改正によって起こる変化に対応した形で、基本方針を改訂・見直すということが事務局の考えである。(A委員)
- ・ボランティア条例制定当時は、阪神・淡路大震災の後で、ボランティア活動を非常に広く捉えていた。NPO法の施行条例が必要となった時に、単純にNPO法の施行条例というのも、震災を経験した兵庫県として、いかがかということで、NPO法施行条例とボランティア活動に関する理念条例を一体として制定した。制定当時は、その趣旨も理解出来たが、今になるとどうかなという部分もある。(C委員)
- ・「なぜ基本方針を見直すのか」が、よくわからない。10年経ったから、点検・評価、見直しますというのなら、それはそれで結構であるが、今度のNPO法の改正自体は、直接的には基本方針にほとんど影響しない。また、基本方針自体が、NPOに特化をしてないし、条例を見直さないのであれば、NPOに力点を置いた話を、この委員会でするわけでもない。ボランティア条例を見直さないにも関わらず、NPO法の改正を理由として、基本方針を見直す理由がよくわからない。(C委員)
- ・ひょうごボランティアプラザの開設やそれ以外のボランティア活動、認可地縁組織の機能や実態も変化している。それらの状況に合わせた形で、基本方針を見直したほうがいいのではないかという審議

事項である。(A委員)

- ・それを審議していくとなると、2つの意味で中途半端さが出てくる。1つ目は、NPOに対しての国の対応が、ここしばらくの間で大きく変わってきている。NPOの置かれた状況は、NPO法の改正が如実に示しているし、悪くいえば、バブルっぽい支援を内閣府も色々やり始めている。それらのNPOへの対応にかかる変化に対して、基本方針で上手く対応出来るかどうか。つまり、ボランティア活動という風に大きく捉えてしてしまうと、NPOのほうから見て、基本方針は中途半端なものになるのではないかと。2つ目は、県民生活審議会で行っているような、地域づくり、地域活性化あるいは地縁系の活動に対する方針とどう摺り合わせていくかを考える必要がある。(C委員)
- ・基本方針をやめてもいいのではないかと。県民生活審議会の答申でこれまで地域コミュニティを取り上げているし、それに基づく施策を打ってきている。ボランティア活動を大きく捉えているが故に、基本方針は中途半端なものになる可能性がある。一方で、NPOに対しては、はっきりとした県の基本方針がないため、必要かもしれない。それならば、基本方針を地縁団体とNPOの2つに分けるか、あるいは、いっそのこと作らないほうがいいのではないかと。(C委員)
- ・それは結論を急ぎすぎている。(D委員)
- ・「県民の参画と協働の推進に関する条例」は、ボランティア条例との整合性をあまり考えないで作られているし、県民生活審議会のほうは答申を次々と出してきている。だから、地域で活動を頑張っておられる県民にしてみたら、兵庫県の方針は、何がメインとなっているのか、わかりにくいと思う。もっと整理をしたほうがいいのではないかと。(C委員)
- ・自治会や婦人会、いわゆる地縁団体は、ボランティアやボランティアなどの新しい言葉を全く意識していない。地縁団体は、自分達の生活のために、やって当たり前のこととして、生活の一端として活動に取り組んでいる。地縁団体が取り組んでいることが本当のボランティアであるのに、新しい言葉を上にくっつけてきたために、余計にややこしくなってきた。(B委員)
- ・地縁団体がきめ細かく組織されている地域に、突然変異のように、変わった名前のもを入れてきたから、複雑になっている。(B委員)
- ・行政がそのようにしてしまっているのではないかと。自治会は、地域にとって空気と一緒に、なかったら困る。その地域の中に、NPOが入ってきた。今は、NPOも地域にとけ込んでいる部分があるが、未だ上手くいかない部分もある。(E委員)
- ・自治会や婦人会などの認可地縁組織、ボランティア活動、NPO、それらを全部ひっくるめて、出来るだけ広く色んな活動を捉えられないかということで、「ボランティア活動」ということにした。しかし、これらの活動も変わりつつある。だから、当初は、活動を十分広く捉えているつもりであった基本方針が、今も十分に捉えられているか検討する必要がある。(A委員)
- ・広く捉えた良さというものをもう一度確認すること、そして10年の色んな変化を踏まえて、基本方針を見直すということを議論すべきではないかと。先程、地域で自治会とNPOが上手くいってないという話があった。私も地域系のNPOで、地域の人とお付き合いをメインにして活動しているが、最近、地域系のNPOがあちらこちらに出来つつある。逆に、地縁団体は地域のことだけをやるかと思ったら、テーマ型の地縁団体というものも出来てきている。だから、この基本方針が出来た時のように、NPOはテーマ型で、地縁団体は地域型というような整理はできなくなっている。それらも踏まえて、基本方針をもう一度見直すことも必要であるのではないかと。(D委員)

- ・神戸は震災があったため、一から自治会が立ち上がって、地域の結束を新たに作りあげている。だから、神戸と被災していない地域では、全く状況が違う。神戸には、新しくボランティア団体、NPOがあちらこちらで出来あがっている。しかし、被災していない地域は、完璧な今までのきちんとしたきめ細かい組織がある。この委員の方々は、神戸をベースにした感覚で議論される。だから、被災していない一般の地域とは感覚がズレてくる。私は10年間、それを感じてきた。(B委員)
- ・兵庫県は広いので、色んな地域に特性があり、あるところでは自治会が強いし、あるところでは自治会はほとんど機能していない。それに加えて、平成の大合併によって地域は大きく変化しており、地域の状況把握の仕方も変わってきている。(A委員)
- ・確かに、合併で地域が変わってきていることは、問題である。(B委員)
- ・基本方針を見直さなくていいと言っているわけではない。「見直す」という前提で議論するよりは、その前に、基本方針に基づいて10年色々やってきたが、その成果はどうだったのかという点検・評価をしっかりとやること、そして、その点検・評価の結果を見ながら、地域特性の違いをどう組み込んでいくか、NPOや地縁団体の変化をどう取り扱うか、県民生活審議会でのこれまでの議論をどう盛り込むかなどを議論すべきではないか。(C委員)
- ・本来であれば課題と検証を、先にお示しするという方法もあったかと思う。しかし、10年ぶりにこの話題を出すので、そもそも基本方針とは何だったかということをもまずご呈示し、本日議論の方向をご示唆いただいた上で、次回の委員会で、10年で出来たこと、出来なかったことなど、点検の状況をお示ししたい。(事務局)
- ・地縁団体とNPOを大きく分けるという書き方もあるが、ボランティア条例の持つ精神・想いは、地縁団体とNPOの橋渡しをし、統合して、より良い地域を作っていこうというものであり、年月が経ても、滅びるものではない。国の「新しい公共」も、概念は新しいが、重要なセクターとして掲げられているものは、社会福祉協議会、自治会、婦人会、老人会である。国のほうも、既存の団体を重要なセクターとして考えていることを踏まえると、NPOと地縁団体を分離し、別々のものを作るよりは、曖昧さは残るかもしれないが、一つの大きな方針を作りたいと考えている。(事務局)
- ・これから作るものは、過去、現在、そしてこれからのことを書かなければ、「現在」までで止まってしまったら意味がない。過去を書いて、現在を紐解き、そして理想的な未来について書くことが重要である。(B委員)
- ・NPOのスタッフとして動いている者からすると、県民ボランティア活動の中に、NPOが含まれていることは非常に違和感を覚える。阪神・淡路大震災の頃は、日本に「NPO」という組織はほとんどなかった。基本的にはボランティアという言葉で捉えられて、慌ててNPO法が整備された。当時のNPO法はボランティアのための法律だった。しかし、徐々にNPOも洗練されてきて、本当のNPOというものが始まってきている。寄付に値するNPOが始めているから、寄付がしやすく、寄付した人にもメリットがあるように、NPO法は改正されるのである。そう考えると、この基本方針に、ボランティア団体であるNPOと、洗練されてきているNPOを、ひと括りに「NPO」とまとめて書かれることは、我々としては非常に辛い。我々は、ボランティアではない。(F委員)
- ・私としては、「ボランティア」の中にNPOは入ると思う。NPOは独立したものではないと思う。組織化されているか、法人化されているかいないかの話だけである。(A委員)
- ・F委員がおっしゃっているのは、ボランティアセクターの中に、NPOが入っているかいないかとい

うことではない。基本方針策定から 10 年経った今、NPO に対して、我が国や兵庫県がどのような政策展開をしているのか、兵庫県として、これからどうしていくのかというところを基本方針に、十分上手く盛り込めないのではないかとこのことを気にされているのだと思う。(C 委員)

- ・国自体が「NPO」を消化してない。きちんと整理して、それを公的に認めるというのはなかなか難しい。国自体がきちんと決めてないから、兵庫県はもちろん決められない。(B 委員)
- ・NPO の中に法人格を持ってないNPOと法人格を持っているNPOがある。加えて、法人格を持っているだけでなく税制上の特典という、別なハードルをクリアしたのも出てきている。この中で、兵庫県はNPOとどう付き合うのかという政策の基本的な方向性を示す必要があるのではないかと。(C 委員)
- ・それは、県独自では出来ないと思う。(B 委員)
- ・NPO 法人について、色々問題提起されると、我々としては、どうしようもない部分がある。しかし、協力の仕方によってはということがあるし、時代に合わす必要があるというのものもある。だから、今は話し合いをしっかりとっている。(E 委員)
- ・自治会なのにNPOとして活動しているという形も出来ている。自治会でNPOとして指定管理をしていたり、税控除も狙っていたりという話も出てきている。そういう例もあるが、基本的には自治会で動いているという地域もあれば、自治会がない尼崎のような地域もある。そのあたりの地域特性の違いを上手く、基本方針に盛り込めるかという話になるのではないかと。(C 委員)